

【4】神道護摩私大事

写本1帖

神祇伝燈大阿闍梨権大僧都
活濟上人

〔書名よみ〕しんとうごまししだい

明和八^辛卯歳十月廿三日

〔著編者〕未詳 〔写刊年次〕明和八年（一七七二）

京六波羅密寺隠居智門法印

以所持次第校合畢

〔外題〕ナシ（題簽剥離痕あり）

〔内題〕神道護摩私大事

〔その他題〕ナシ

〔解題〕

本書『神道護摩私大事』については、すでに円覚寺第二十六世・義観相伝本（義観函105）の解題が本報告書・第二集【19】（執筆・渡辺麻里子）に提示されている。当該解題に示されている通り、義観本は以下の明治三年（一八七〇）最勝院妙海より義観が伝受・書写した旨の奥書を持つ伝本である。

（朱書）明治三^庚午歳六月廿九日

授写 秀海

〔書入〕朱書（首頂点・合点） 〔印記〕「長濟藏」（朱・単郭・陽刻・長方） 〔備考〕諸師1函23。義観函105『神道護摩私大事』の粗本と思われる。

弘前

金剛山光明寺最勝院院家

伝燈大阿闍梨権大僧都妙海

明治三^庚午歳六月廿九日

義観房

秀海一日^二而

書写之

〔奥書〕〈卷末〉

元和五年三月吉日於勢州山田渡

田会書之

城西巖峩（嵯峨）法輪寺住

鷲峯山新藏院文俊

良優

鷲峯山新藏院^{ニテ}而

伝授砌書写 堯朝

盛運^{春秋}
廿四

山城綴喜郡玉水西福寺

前掲【3】『三元十八神道次第』が妙海より第二十四世・尊岸に伝授されたのと同様に、本書は同じく妙海より孫の義観へ伝授された御流神道玉水流の相伝書である。その点、義観本は幕末明治期にあつてもなお代々と玉水流が真言寺院圏において相伝され続けていた経緯を示唆してあまりある伝本である。

かたや、本書『神道護摩私次第』はその奥書を有さないが、おそらく

